

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月20日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
校舎給水管漏水調査修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市神奈川区白幡東町 27-1
横浜市浦島丘中学校
- 3 契約日
令和6年8月27日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年9月11日
- 5 契約金額
299,200円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
水道検針により使用量が例年の1.5～2倍程度になっていることが判明し、至急漏水箇所を特定し解消する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に「管」で登録している市内中小企業から、緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立浦島丘中学校